

令和7年第6回

芦北町議会12月定例会会議録

開会 令和7年12月2日

閉会 令和7年12月5日



熊本県芦北町議会

令和7年第6回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
12月2日	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 議員派遣の結果報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
3日	水	休 会（議事整理）
4日	木	休 会（議事整理）
5日	金	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

	頁
第1号（12月2日）	8
1 議事日程	7
2 出席議員氏名	8
3 欠席議員氏名	8
4 説明のため出席した者の職氏名	8
5 事務局職員出席者	8
6 開会 開議	13
第1 会議録署名議員の指名	13
第2 会期の決定について	13
第3 諸報告	13
議長諸般の報告	13
議員派遣の結果報告	13
行政報告	13
第4 町長の提案理由説明	13
第5 議案第47号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第5号）	14
第6 議案第48号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）	18
第7 議案第49号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	19
第8 議案第50号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）	20
第9 議案第51号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	21
第10 議案第52号 令和7年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）	21
第11 議案第53号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号）	22
（一括議題＝日程第12から日程第14まで）	
第12 議案第54号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般 職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	24
第13 議案第55号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	24
第14 議案第56号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	24

第15	議案第57号	芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
第16	議案第58号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	26
(一括議題＝日程第17から日程第19まで)			
第17	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	27
第18	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	27
第19	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	27
(一括議題＝日程第20から日程第21まで)			
第20	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて	29
第21	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて	29
第22	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて	29
第23	発議第4号	芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	31
7	散会		32

第2号	(12月5日)	頁
1	議事日程	35
2	出席議員氏名	35
3	欠席議員氏名	35
4	説明のため出席した者の職氏名	35
5	事務局職員出席者	36
6	開会 開議	39
第1	一般質問	39
	(1) 2番 楠原清照君	39
	(2) 3番 長口 隆君	53
	(3) 1番 百田翔吾君	59
(一括議題＝日程第2から日程第5まで)		
第2	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	64
第3	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	64

第4	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	64
第5	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	64
7	閉会	- - - - -	64

芦北町議会定例会会議録

令和7年12月2日(火)

令和7年度第6回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月2日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

議員派遣の結果報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 議案第47号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

第6 議案第48号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第7 議案第49号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第8 議案第50号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

第9 議案第51号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第52号 令和7年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

第11 議案第53号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号）

（一括議題＝日程第12から日程第14まで）

第12 議案第54号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第55号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第56号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第57号 芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

（一括議題＝日程第17から日程第19まで）

第17 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第18 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第19 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(一括議題＝日程第20から日程第22まで)

第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第21 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第22 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第23 発議第4号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(散会)

2 出席議員（10人）

1番 百田翔吾君	2番 楠原清照君
3番 長口隆君	4番 林田燿宏君
5番 坂本登君	8番 草野安道君
9番 宮尾秀行君	10番 川尻成美君
11番 寺本修一君	14番 宮内道則君

3 欠席議員（3人）

6番 寺本順一君	7番 白坂康浩君
13番 元山秀志君	

4 説明のため出席した者の職氏名（14人）

町長 竹崎一成君	副町長 松本俊造君
教育長 岩田繁義君	総務課長 池田康浩君
企画財政課長 田代忍君	税務課長 内田照也君
住民生活課長 窪田和彦君	健康福祉課長 鳥居佳史君
農林水産課長 福田鉄也君	商工観光課長 梶浩之君
建設課長 平田秀臣君	上下水道課長 才保親哉君
教育課長 宮島昭典君	スポーツ・文化振興課長 溝俣圭一君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岡田謙治君	次長(課長補佐) 鎌田富士夫君
--------------	-----------------

議 長 諸 般 の 報 告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動
期 日 令和7年10月1日（水）
場 所 東福第二ビル（福岡市）
- 3 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和7年10月6日（月）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 水俣・芦北地域振興計画の推進に係る後期要望活動
期 日 令和7年10月7日（火）～8日（水）
場 所 衆議院議員会館、参議院議員会館及び各関係省庁（東京都）
- 5 第1回熊本県町村議会議員研修会
期 日 令和7年10月9日（木）
場 所 芦北町役場 3階議員控室（オンライン形式）
内 容 講演：演題 「これからの一般質問のあり方」
講 師 元・大和大学政治経済学部教授 田中 富雄 氏
- 6 南九州西回り自動車道整備促進に係る要望活動
期 日 令和7年10月22日（水）
場 所 東福第二ビル（福岡市）
- 7 熊本県町村議会議長会理事・事務局長合同会議
期 日 令和7年10月23日（木）～24日（金）
場 所 玉名郡玉東町役場
- 8 令和7年度森林・林業・林産業活性化九州大会
期 日 令和7年10月30日（木）
場 所 メディキット県民文化センター（宮崎県宮崎市）
内 容 基調講演、事例発表、大会決議 等
- 9 芦北町生活安全安心推進協議会
期 日 令和7年11月7日（金）
場 所 芦北町役場 3階大会議室
内 容 芦北町の犯罪情勢及び犯罪抑止に向けた取り組み外

- 10 第69回町村議会議長全国大会
期 日 令和7年11月12日(水)
場 所 NHKホール(東京都)
内 容 要望、決議、特別決議及び実行運動方法 外
- 11 熊本県関係国会議員への要望と意見交換会
期 日 令和7年11月12日(水)
場 所 全国町村会館(東京都)
内 容 第69回町村議会議長全国大会における決議・要望事項等
- 12 芦北町立大野小学校創立150周年記念式典
期 日 令和7年11月16日(日)
場 所 芦北町立大野小学校体育館

令和7年12月2日
芦北町議会議長 宮内道則

議員派遣の結果報告

1 芦北町議会議員視察研修

- (1) 目的 地域活性化等に関する事例等について調査し、本町の発展に資するため
- (2) 派遣場所 台湾
- (3) 期間 令和7年9月12日（金）～14日（日）
- (4) 派遣議員 8人
- (5) 内容 「台湾の概況（歴史、半導体動向等）について」
（株式会社肥後銀行 台北駐在員事務所、台北市）
「2025 總爺和風文化祭視察」（台南市）
「前金第一公有市場視察」（高雄市）

2 令和7年度町村議会広報研修会（熊本県町村議会議長会）

- (1) 目的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
- (3) 期 日 令和7年11月7日（金）
- (4) 派遣議員 4人
- (5) 内 容 議会広報クリニック
演題：「広報から議会が透ける」～事務局パネル&反転型クリニック～
講師：議会広報ファシリテーター・熊本学園大学招聘教授 越地真一郎 氏

令和7年12月2日

芦北町議会議長 宮内道則

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口 隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和7年10月31日

3 検査実施日

令和7年11月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	339,889,418 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	6,971,367,465 円
	歳入歳出外現金	69,026,393 円
	計	7,380,283,276 円
水道事業会計		357,135,691 円
下水道事業会計		54,239,393 円

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから令和7年第6回芦北町議会定例会を開会します。

元山君、白坂君、寺本順一君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 寺本修一君及び1番 百田君の2人を指名します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月5日までの4日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間に決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

議長諸般の報告、議員派遣の結果報告、例月現金出納検査結果及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。以上で諸報告を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、ありがとうございました。

さて、10月から11月にかけて、町で開催されました文化祭やあしきた花火祭り、観光祭りなどの各種イベントは、町内外から多くの参加者で賑わい、特に花火祭りは約8,000人が来場するなど、訪れた人達の笑顔が溢れ、活気に満ちたものとなりました。

今年は、本町の合併20周年という節目の年にあたり、記念事業としてDRUM TAO

のコンサートをはじめ多くの記念行事が行われ、活力溢れる1年となりました。今後も地域に活力を与えられるよう、様々な施策に全力で取り組んでまいります。

また、町の災害復旧工事については、11月末時点で道路・河川の公共土木で発注率100%、農地・施設等についても、県事業の関連もあり、あと3か所の発注を残すのみとなりました。竣工率は97.8%に達しており、災害からの復旧・復興にご尽力いただいたすべての皆様に感謝申し上げます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和7年度芦北町一般会計及び特別会計に係る補正予算5件、水道事業会計及び下水道会計に係る補正予算2件、芦北町一般職の職員及び特別職の給与並びに議会議員の報酬に係る条例改正3件、選挙運動の公費負担に関する条例の改正1件、熊本県市町村総合事務組合規約の変更1件、人事案件6件の合計18件を提案しております。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 議案第47号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮内道則君） 日程第5、議案第47号「令和7年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 議案第47号、令和7年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,193万5,000円を追加し、総額を128億491万5,000円とするものです。また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債の補正を計上しております。

歳出からご説明いたします。予算書は14ページをお開きください。

まず、今回の補正は、款1の議会費から款9の教育費まで、職員及び会計年度任用職員の給与、賞与の改定等に伴う補正を行っており、総額で354万円の減額となっております。

また、節10需用費の光熱水費は、猛暑の影響による電気使用量の増加等に伴い、総額で394万7,000円の増額となっております。

以降、各款の補正につきましては、これらを省略し、主なものをご説明いたします。

予算書は16ページです。

款2総務費です。下の表、戸籍住民基本台帳費の委託料564万3,000円は、戸籍振り仮名の一括処理及び共同親権導入に伴うシステム改修です。また、備品購入費746万4,000円の減額は、庁舎内キオスク端末購入の入札結果によるものです。

予算書は17ページです。

款3民生費です。一番下の高齢者福祉費281万7,000円は、介護保険事業特別会計

繰出金です。

予算書は18ページになります。

上の表中ほどの児童措置費1,469万5,000円は、児童手当対象者の実績見込み増加に伴うものです。

下の表、国民年金事務取扱費の委託料49万4,000円は、税制改正に伴うそれぞれシステム改修委託料です。

予算書は19ページです。

款4衛生費です。一番下の生活排水対策事業費57万9,000円は、下水道事業会計繰出金です。

予算書は21ページになります。

款5農林水産業費です。上の表一番上、農業振興費の負担金補助及び交付金75万円は、新規就農者への経営開始資金補助金です。

予算書は22ページです。

款6商工費です。表の中ほどになります、観光費の工事請負費1,892万4,000円は、あしきたマリンパーク再整備に伴うシャワーやトイレなどの改修費です。その下段の繰出金1,294万3,000円は、町有温泉事業特別会計繰出金です。

芦北海浜総合公園管理運営費、需用費のうち修繕料50万円は芝刈り機の経年劣化に伴うものです。

御立岬公園費の委託料701万1,000円は、キャンプ場等宿泊施設の収入が猛暑などの影響で減少したことによるもの、また、工事請負費149万6,000円は、御立岬温泉センターの第2キュービクル及び高圧ケーブル改修工事において、新規規格での施工が必要になったことに伴う増額補正です。

予算書は23ページです。

款7土木費です。下の表中ほど、道路維持費の工事請負費860万円は、町道太田線の法面改修に伴うものです。

予算書は24ページです。上の表、道路新設改良費の公有財産購入費1,169万2,000円の減額は、町道白木松生線の事業見直しに伴うものです。

予算書は25ページです。

款8消防費です。非常備消防費の需用費1万5,000円と、役務費27万1,000円及び公課費7,000円は、日本消防協会からの車両提供に伴いドライブレコーダー移設や納車手数料などが必要になったことによるものです。その下の災害対策費646万円は、地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備事業に係る熊本県への負担金です。

予算書は26ページです。

款9教育費です。下段の表、項2小学校費、学校管理費の修繕料186万円、及び予算書27ページ上の表の項3中学校費、学校管理費の修繕料62万6,000円は、電気保安点検

などの結果により緊急な対応が必要になったことに伴うものです。

ページ1枚戻りまして、26ページ最下段の項2小学校費の学校管理費、委託料1,429万6,000円及び予算書27ページの上の表、項3中学校費の学校管理費、委託料1,156万6,000円は、小中学校体育館への空調設備設置に係る設計業務委託料です。

下の表中ほどの文化財費の報酬のうち、佐敷東の城跡調査検討委員会委員報酬の10万円は、現地踏査の追加に伴うもの、また、需用費103万1,000円は、佐敷城跡ライトアップ照明器具修繕に伴うものです。

次に、歳入についてご説明をいたします。予算書は12ページになります。

款10地方交付税です。地方交付税の2,369万4,000円は、普通交付税確定によるものです。

款14国庫支出金です。項1国庫負担金の民生費国庫負担金1,143万8,000円は、児童手当に充当します児童手当交付金です。

項2国庫補助金、総務費国庫補助金は、会計年度任用職員の人件費に充当します個人番号カード関連事務補助金34万7,000円、及び戸籍総合システム改修に充当します社会保障・税番号制度システム整備費補助金287万1,000円、並びに庁舎内キオスク端末購入に充当していた新しい地方経済・生活環境創生交付金373万2,000円を減額するものです。

民生費国庫補助金の46万2,000円は、介護保険システム改修に係る補助金で、歳出で介護保険事業特別会計へ繰出しております。

衛生費国庫補助金8万6,000円は、会計年度任用職員の人件費に充当します妊婦のための支援給付事業費補助金です。

項3国庫委託金の民生費委託金49万4,000円は、税制改正に伴うシステム改修に充当します基礎年金等事務委託金です。

予算書は13ページです。

款15県支出金です。項1県負担金の民生費県負担金162万6,000円は、児童手当に充当します児童手当交付金です。

項2県補助金、衛生費県補助金の4万3,000円は、会計年度任用職員の人件費に充当します妊婦のための支援給付事業費補助金です。

農林水産業費県補助金の75万円は、新規就農者への経営開始資金補助金へ充当をするもの、商工費県補助金の425万7,000円は、あしきたマリパーク再整備事業に充当する水保・芦北地域重点政策課題解決推進事業起債償還費補助金です。

款18繰入金です。町有施設整備基金繰入金150万1,000円の減額は、庁舎内キオスク端末購入に充当していた基金を減額するものです。

款21町債です。総務債の360万円は、財源組替によるものです。

商工債の2,490万円は、財源組替による360万円の減額と、あしきたマリパーク

再整備事業に係る2,850万円です。

土木債の310万円の減額は、町道太田線工事に係る860万円の追加、及び町道白木松生線の事業見直しに伴う1,170万円の減額の合計です。

消防債の640万円は、地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備事業に係るものです。

教育債の1,930万円は、小中学校体育館への空調設備設計に係るものです。

予算書は6ページになります。

第2表繰越明許費についてご説明をいたします。款6商工費のあしきたマリパーク再整備事業、及び款7土木費の道路維持管理事業の合計2,752万4,000円は、年度内完了が困難なため翌年度に繰り越しをするものです。

予算書は7ページになります。

第3表債務負担行為についてご説明いたします。上の表、学校教育調理業務委託料は、限度額1億4,650万3,000円を新たに設定し、下の表、御立岬公園運営委託料は、限度額を1億131万2,000円に補正をするものです。

予算書は8ページになります。

第4表地方債補正についてご説明いたします。交通対策事業は360万円増額し2,200万円に、商工振興事業は360万円減額して皆減、観光振興事業は2,850万円増額し1億1,010万円に、道路整備事業は310万減額し1億4,740万円に、災害対策事業は640万円増額し5億1,300万円に、学校教育施設整備事業は1,930万増額し5,150万円に変更をするものです。利率や償還方法等は、表に記載のとおりです。

なお、31ページから33ページに給与費明細書を、34ページに債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、35ページに地方債の見込み額に関する調書を添付いたしております。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決

しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第6 議案第48号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第6、議案第48号「令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。窪田住民生活課長。

○住民生活課長（窪田和彦君） 議案第48号、令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ556万7,000円を追加し、総額を27億9,402万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。予算書は7ページになります。

款1総務管理費の一般管理費44万4,000円と、款4保健事業費の特定健康診査等事業費17万9,000円は、会計年度任用職員の報酬改定等に伴う補正でございます。

また、款1総務管理費の賦課徴収費494万4,000円は、子ども・子育て支援金制度創設に伴い各医療保険者は国に支援納付金を納めることになり、そのためのシステム改修委託料です。

次に、歳入は6ページになります。

款6繰越金です。前年度繰越金62万3,000円を会計年度任用職員報酬等に係る補正の財源とするものです。

款8国庫支出金です。子ども・子育て支援事業費補助金の494万4,000円は、システム改修委託料に充当するものでございます。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第7 議案第49号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第7、議案第49号「令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。窪田住民生活課長。

○住民生活課長（窪田和彦君） 議案第49号、令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ362万3,000円を追加し、総額を25億6,042万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。予算書は7ページになります。

款1総務費です。一般管理費の節2給料から節4共済費までの計185万9,000円は給与改定等に伴う補正で、節12委託料の92万4,000円は、税制改正に伴うシステム改修委託料でございます。

款4地域支援事業費です。任意事業費の18万円は、会計年度任用職員の報酬改定等に伴う補正でございます。

款5諸支出金です。独自事業費の66万円は、高齢者補聴器購入費助成事業補助金の実績見込み増加に伴う補正でございます。

次に、歳入は6ページになります。

款3国庫支出金の地域支援事業交付金（包括・任意事業）の6万8,000円、及び款5県支出金の地域支援事業交付金3万4,000円、並びに款7繰入金の地域支援事業繰入金3万4,000円は、会計年度任用職員報酬等に充当するものでございます。

また、款7繰入金のその他一般会計繰入金278万3,000円は、職員給与相当額を一般会計から繰り入れる職員給与費等繰入金とシステム改修委託料を繰り入れる事務費繰入金でございます。

款8繰越金です。前年度繰越金の70万4,000円を補正財源とするものです。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第8 議案第50号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第8、議案第50号「令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。梶商工観光課長。

○商工観光課長（梶 浩之君） 議案第50号、令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,294万3,000円を追加し、総額を2億949万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は9ページになります。

款1温泉運営費です。湯浦温泉センター運営費から計石温泉センター運営費の計465万2,000円は、給与改定等に伴う補正、及び燃料費の増額見込みに伴う補正でございます。

大野温泉センター運営費の829万1,000円は、大野温泉センターの駐車場の劣化に対応する工事費です。

次に、歳入につきましては8ページになります。

款3繰入金です。一般会計繰入金の1,294万3,000円を今回の補正財源とするものでございます。

予算書は4ページになります。

第2表繰越明許費について、ご説明いたします。

款1温泉運営費の829万1,000円は、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

なお、予算書10ページから12ページに給与費明細書を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第9 議案第51号 令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第9、議案第51号「令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。窪田住民生活課長。

○住民生活課長（窪田和彦君） 議案第51号、令和7年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し、総額を3億9,955万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。予算書は7ページになります。

款1 総務費の一般管理費231万円は、子ども・子育て支援金制度創設に伴い各医療保険者は国に支援納付金を納めることになり、そのためのシステム改修委託料です。

次に、歳入は6ページになります。

款6 国庫支出金です。子ども・子育て支援事業費補助金の231万円は、システム改修委託料に充当するものです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第10 議案第52号 令和7年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第10、議案第52号「令和7年度芦北町水道事業会計補正予算

(第1号)」を議題とします。

本案について、説明を求めます。才保上下水道課長。

○上下水道課長(才保親哉君) 議案第52号、令和7年度芦北町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、水道事業会計予算の収益的支出に78万4,000円を追加し、総額を2億4,149万9,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、予算書をもとにご説明いたします。

予算書1ページ中段、第2条の第1款水道事業費用、第1項営業費用の78万4,000円は、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

下段、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費の予定額に78万4,000円を追加し、4,646万9,000円とするものです。予算書3ページ以降が、補正予算の説明書となっております。なお、説明書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。以上で説明を終わります。

○議長(宮内道則君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮内道則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮内道則君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮内道則君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第11 議案第53号 令和7年度芦北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(宮内道則君) 日程第11、議案第53号「令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、説明を求めます。才保上下水道課長。

○上下水道課長(才保親哉君) 議案第53号、令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業予算の収益的収入及び支出総額にそれぞれ11万1,000円を追加し、収入を2億5,412万5,000円、支出を2億5,412万3,000円とするものでございます。

次に、生活排水処理事業予算の収益的収入及び支出総額にそれぞれ46万8,000円を追加し、収入を8,128万3,000円、支出を8,041万6,000円とするものでございます。

それでは、農業集落排水事業予算から説明申し上げます。補正の予算について、予算書のもとに支出からご説明いたします。

予算書1ページ中段、第2条の第1款下水道事業費用、第1項営業費用の11万1,000円は、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

下段、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費の予定額に11万1,000円を追加し、835万6,000円とするものです。

収入につきましては、1ページ中段、第2条の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の11万1,000円は、他会計補助金として一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものです。

続きまして、生活排水処理事業予算について、支出からご説明いたします。予算書は2ページになります。

第2条の第1款下水道事業費用、第1項営業費用の46万8,000円は、給与改定等に伴う人件費の補正です。

下段、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費の予定額に48万6,000円を追加し、738万9,000円とするものです。失礼しました。職員給与費の予定額に46万8,000円を追加し、738万9,000円とするものです。

収入につきましては、中段、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の46万8,000円は、他会計補助金として一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものです。予算書3ページ以降が補正予算の説明書となっております。なお、説明書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----
第 1 2 議案第 5 4 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 3 議案第 5 5 号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議案第 5 6 号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 1 2、議案第 5 4 号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第 1 4、議案 5 6 号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第 5 4 号から議案第 5 6 号までは関連する改正となりますので、一括してご説明申し上げます。

議案第 5 4 号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県人事委員会勧告等に基づき、職員の給料、ボーナス及び通勤手当等の増額改定を行うものです。

第 1 条では、一般職の職員の令和 7 年 1 2 月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.0 2 5 月増額し、給料表を平均 3.8 9 % 増額改定し、また、通勤手当等については増額の改定を行うものです。

第 2 条では、令和 8 年 6 月と 1 2 月の期末手当及び勤勉手当の支給率、並びに通勤手当について規定しております。

第 3 条では、特定任期付職員の給料月額と期末手当の増額改定を規定しております。

附則として、この条例の第 1 条は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとし、第 2 条と第 3 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 5 5 号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 5 6 号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、芦北町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、また、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせて、町長、副町長、教育長の給料及び議会議員の報酬、並びに期末手当の改定を行うものです。

それぞれの議案の第 1 条で、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせて令和 7 年 1 2 月の期末手当については 0.0 5 月の増額改定を行います。

第 2 条では、令和 8 年 6 月と 1 2 月の支給率を規定するとともに、芦北町特別職報酬等審

議会の答申を踏まえ報酬等の改定を行うものです。

なお、この件につきましては、11月26日開催の全員協議会で説明をさせていただいております。

附則として、条例の第1条は公布の日から、第2条は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第12、議案第54号から日程第14、議案第56号までを順次討論を行い、採決します。

日程第12、議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決

しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第15 議案第57号 芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第15、議案第57号「芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第57号、芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国の公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担の改正を行うもので、第8条でビラ1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に、第11条でポスター1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第16 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮内道則君） 日程第16、議案第58号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の

変更及び規約の一部変更については、本町が加盟している熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊地市が、令和8年3月31日をもって熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、規約の一部を改正するものです。

附則として、この規約は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案 配布〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第17 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第18 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第19 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第17、同意第3号から日程第19、同意第5号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の3件については、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡1822番地、石井忠也。

この件につきましては、令和8年2月10日に任期満了となるものでございまして、固定

資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため、本案を提出するものであります。

石井忠也氏は、旧芦北町の平成9年4月から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。地域社会においても幅広い信頼を得られておりますことから、委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めます。

続きまして、同意第4号について、ご説明を申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1352番地1、野口博司。

提案理由は、前号と同じであります。

野口博司氏でございますが、平成29年2月から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。行政経験も豊富であり地域社会においても幅広い信頼を得られておりますことから、引き続き委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めます。

続きまして、同意第5号について、ご説明を申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字宮崎175番地1、氏名、藤井哲郎。

提案理由は、前号と同じであります。

藤井哲郎氏でございますが、令和5年2月から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。行政経験も豊富であり地域社会においても幅広い信頼を得られておりますことから、引き続き委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めます。以上、3名でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから、日程第17、同意第3号から日程第19、同意第5号までを順次討論を行い採決します。

日程第17、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案 配布]

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第21 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第22 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第20、諮問第2号から日程第22、諮問第4号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3件については、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦91番地、氏名、元山俊治。

この件につきましては、令和8年3月31日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただくものであります。

元山俊治氏でございますが、旧田浦町の職員として平成2年7月に入職後、合併を経て本町職員として令和3年3月まで30年9か月間奉職され、その間税務課長等を歴任されました。その後は、再任用職員として農林水産課にて勤務をされております。

その豊富な経験と温厚な人柄は町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものであります。

続きまして、諮問第3号について、ご説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字海浦133番地1、氏名、杉本芳郎。

提案理由については、前号と同じであります。

杉本芳郎氏でございますが、旧田浦町の職員として昭和60年12月に入職後、合併を経て本町職員として令和3年3月まで35年4か月間奉職され、その間上下水道課長等を歴任されました。

その豊富な経験と温厚な人柄は町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものであります。

続きまして、諮問第4号について、ご説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字湯浦231番地13、氏名、岩崎 力。

提案理由については、前号と同じであります。

岩崎 力氏でございますが、昭和59年4月から令和4年3月まで38年間、町内外の小学校、養護学校において、教諭及び教頭として活躍され、児童への思いやりのある対応は保護者の評価を得るだけでなく、地域からも信頼を受けておられるところです。

その豊富な経験と温厚な人柄は町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものであります。以上、3名でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第20、諮問第2号から日程第22、諮問第4号までを、順次討論を行い、採決します。

日程第20、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり適任者と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第21、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり適任者と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第22、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり適任者と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第23 発議第4号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第23、発議第4号「芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。林田君。

○4番（林田燿宏君） 発議第4号、令和7年12月2日、芦北町議会議長、宮内道則様。

提出者、芦北町議会議員、林田燿宏、賛成者、芦北町議会議員、草野安道、賛成者、芦北町議会議員、楠原清照。

芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び芦北町議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由につきましては、芦北町議会議員定数条例の一部改正により、次期改選時からの議員定数が12人になることに伴い、これに関する条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものであります。

改正内容について、ご説明いたします。次のページをご覧ください。

芦北町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条1号中「7人」を「6人」に、同条第2号中「7人」を「6人」に、同条3号中「6人」を「5人」に改める。

第6条第2項中「7人」を「6人」に改めるものであります。

なお、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

議員各位におかれましては、ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午前10時55分

芦北町議会定例会会議録

令和7年12月5日（金）

令和7年度第6回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月5日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（一括議題＝日程第5から日程第8まで）

第2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（9人）

1 番 百 田 翔 吾 君	2 番 楠 原 清 照 君
3 番 長 口 隆 君	5 番 坂 本 登 君
8 番 草 野 安 道 君	9 番 宮 尾 秀 行 君
10 番 川 尻 成 美 君	11 番 寺 本 修 一 君
14 番 宮 内 道 則 君	

3 欠席議員（4人）

4 番 林 田 耀 宏 君	6 番 寺 本 順 一 君
7 番 白 坂 康 浩 君	13 番 元 山 秀 志 君

4 説明のため出席した者の職氏名（14人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 松 本 俊 造 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 池 田 康 浩 君
企画財政課長 田 代 忍 君	税 務 課 長 内 田 照 也 君
住民生活課長 窪 田 和 彦 君	健康福祉課長 鳥 居 佳 史 君
農林水産課長 福 田 鉄 也 君	商工観光課長 梶 浩 之 君
建 設 課 長 平 田 秀 臣 君	上下水道課長 才 保 親 哉 君
教 育 課 長 宮 島 昭 典 君	スポーツ・文化振興課長 溝 俣 圭 一 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岡田謙治君 次長(課長補佐) 鎌田富士夫君

令和7年第6回芦北町議会定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	楠原清照	1. 町民の安全安心に資する防犯対策総合支援補助の運用の現状等について	① 設置補助の概要はどうなっているのか。 ② これまでの実績はどうなっているのか。 ③ 本事業をどのように評価し今後の展開をどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 農地及び農林水産施設に係る小災害復旧事業の運用等について	① 国の農地及び農業用施設における災害復旧事業の制度概要はどうなっているのか。 ② 本町の小災害復旧事業の制度概要はどうなっているのか。 ③ 令和2年7月豪雨以降の農地及び農業用施設の小災害復旧事業の実績はどうなっているのか。 ④ 物価高騰の影響などを勘案し、補助率やその他の基準を見直す考えはないか。	町長及び 担当課長
2	長口 隆	1 町有遊休施設について	① 町有遊休施設(建物)の状況はどうなっているのか。 ② 今後どのような計画を立てているのか。	町長及び 担当課長
		2 土地利用型農業振興等について	① 今年度は中山間地直接支払交付金制度、多面的機能支払事業の更新年度であったが、更新組織はそれぞれ何件か。 ② 両制度の推進と土地利用型農業組織育成についてどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		3 自伐型林業の進捗について	① 自伐型林業の進捗状況はどうなっているのか。	町長及び 担当課長

質問 順番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
3	百田翔吾	1 地域資源を活かした観光・交流事業について	<p>① マラソン大会やビーチバレー、ビーチサッカーなど商工観光課が所管するイベントは、町の魅力発信や地域振興の一助として重要な役割を果たしている。その開催目的を改めて確認するとともに、今後どのように取り組んでいくのか。</p> <p>② 今年初めて開催された「あしきた花火祭り」は、多くの来場者を集め、地域の活性化や観光振興に寄与したと感じている。その成果を町としてどのように評価しているのか。</p>	町長及び担当課長
		2 県道二見田浦線の改良工事について	<p>① 改良工事におけるこれまでの工事实績とこれからの計画について、どうなっているのか。</p> <p>② 改良区間完成に向けた町の取組は、どうなっているのか。</p>	町長及び担当課長

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

元山君、白坂君、林田君、寺本順一君から欠席届が出ております。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は3人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは発言を許します。楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可のもと、今回も質問をさせていただきます。

本年10月21日、高市内閣が発足し、その内閣の一員として、長く公明党の牙城であった国土交通大臣の職に、何とわが熊本4区選出、金子恭之先生が第28代国土交通大臣として就任されました。先の岸田内閣時の総務大臣に続く2回目の入閣であります。熊本1区選出の木原 稔内閣官房長官共々、まさに政権中枢の要職に本県選出国會議員が2人もおられるという、わが県にとっては実にめでたいこととなっております。まずもって、お2人の今後のご活躍を強く期待するところでございます。

さて、本年も師走を迎えました。ついこの間まで、夏ではないかと思われるような気候だったのでありますけれども、一気に冬めいてまいりました。もはや春とか秋は存在しないが如く感じておるわけでございます。また、インフルエンザも流行っているようでございます。他方、5類扱いとなった新型コロナウイルスの方もですね、いまだにしぶとく活動しているようでございます。これらは、人間の健康を脅かす感染リスクというものがあるわけでございまして、嫌われているわけでございますけれども、政治の世界では、ロシアのプーチン大統領や中国の習近平国家主席、北朝鮮の金正恩総書記、一方、イスラエルのもですね、ネタニヤフ首相、加えてアメリカのトランプ大統領あたりが、その言動から世界を掻き回しておりまして、世界的な政治リスクが高まってきているようでございます。

火山列島国であるわが国は、噴火、地震、津波や台風などの自然災害リスクが高いわけでございますし、交通事故リスク、また犯罪リスク、こういうのもございます。

そういうことで、人間社会はこれまでできるだけそういうリスクを低減し、人々が生き残

れるように、安全安心で生活できるように工夫してきたわけでありまして、それは今後もエンドレスで取り組んでいかねばならない、普遍的な、大きな政治的、行政的課題であろうと思っておるところでございます。

そのようなことから、今回は、この様々なリスクに対し行政はどのように対応しなければならないのかという命題のもとに、2つの質問をさせていただきたいと思えます。

さて、本題に入ります。2016年（平成28年）4月14日、あの熊本地震が発生いたしました。この1週間後の4月21日午後2時半ごろ、私事で恐縮でございますけれども、わが家で事件が発生いたしました。この日、父の形見の五葉松の盆栽が、昼日中のちょっとした時間帯に何者かに盗まれてしまったわけでございます。その五葉松の盆栽は、わが家の盆栽の中でもとりわけ大きく立派で、学校の入学式、卒業式などで貸し出すなどしておりまして、わが家にある数ある盆栽の中でも、最も大事にしていた盆栽でございます。おそらく前から目をつけられ、狙われていたのだと思います。直ちに警察にも通報して、現場にも来ていただきました。また、日本盆栽協会にコンタクトをとり、もし情報があれば教えて欲しいとお願いもいたしました。また、熊日芦北支局にも出向きまして、相談もしたわけでございます。熊日新聞にですね、「熊日タウンパケット」という読者コーナーみたいなコーナーがありますけれども、そのコーナーに「父の形見の盆栽盗まれた。ウォンテッド」という内容のですね、掲載をお願いしに行ったわけでございますけど、このような盗難等の事件性があるものは内規によって掲載できないということでございまして、支局長は一生懸命掛け合ってくれましたが、結局掲載できなかったわけでございます。その当時の私は、怒りと犯人追及、盆栽奪還に燃えていたわけございまして、こういう時こそためにならなければ、一体何のための新聞かと憤ったことを覚えております。もしわが家に防犯カメラが設置してあったなら、ひょっとして解決につながったのではないかと考えると、悔しくてたまらなかったわけでありまして、以後、とりあえず「防犯カメラ設置中」という張り紙だけはしてですね、お茶を濁しておりましたけれども、とうとう現在に至るまで犯人は見つかっておりませぬ、盆栽も戻ってきていないわけでございます。しかし、当時気持ちが高ぶっていた私に対し母はですね、「おっとった人が大事にしてくれたらそっでよか」と言うわけです。びっくりしまして理由を尋ねたら、「怨めば自分の心がおかしくなるから」ということございまして。さすがに私も唸りましてですね、頭が冷えたことを思い出します。少々長くなりましたけれども、このように個人的な経験もございまして、町で防犯カメラ設置に対する助成が始まった時から興味関心を持っていたわけでございます。

防犯カメラの歴史をですね、少し紐解いてみますと、1933年（昭和8年）にイギリスで初めて誕生し、1968年（昭和43年）から日本でも普及が始まったとされております。当初は、静止画をですね、連続的に撮影するという仕組みだったようでございます。1990年代にその普及が加速しましたが、その最大の要因は1995年（平成7年）に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件だったようでございます。そして、2023年時点で

国内に設置されている防犯カメラは、警察庁の発表によりますと、少なくとも680万台以上となっております。このような変遷を経て、現在に至っているようでございます。

わが町では、防犯カメラに対する助成が令和2年から開始され、着実にその設置が増えてきているようでございます。昨年6月に本町で発生したタイヤホイール窃盗事件の解決に防犯カメラが役に立ったという話もお聞きしました。

また、本年6月ごろ、ある町民の方から私に対して、防犯カメラを設置したいけれどもどうしたらいいのかという個別のご相談もございまして、総務課へ出向き資料をもとに説明を受け、相談者様におつなぎしたところでございます。

このようなことで、わが町におきましても、防犯カメラの設置に対する町民の関心がますます高まっているのではないかと思います。この防犯カメラ設置に対する町の取組は、「芦北町防犯対策総合支援補助金交付要綱」に則って実施されているようでございまして、そこには防犯カメラ設置補助のほか、防犯対策品に対する補助も規定してあるようでございます。

したがいまして、今回その補助事業の内容を改めて詳らかにすることで、町民の理解をより深め、町民の安全安心に資する観点から、以下の質問をさせていただきたいと思えます。

通告書1、町民の安全安心に資する防犯対策総合支援補助の運用の現状等について、質問いたします。①設置補助の概要はどうなっているのか。②これまでの実績はどうなっているのか。③本事業をどのように評価し今後の展開をどのように考えているのか。この3点について質問させていただきます。

次の質問に入ります。12月2日の12月議会初日、本議場において町長は、その提案理由の中で、令和2年7月豪雨災害復旧工事は、公共土木の発注は100%となった、農業関係はあと3か所を残すのみとなり、全体の進行率は97.8%に達していると申されました。本当に長いようで短いこの5年と5か月でございましたが、もう少しで復旧工事は終わろうとしている現状でございます。

ところで、私の住まいは佐敷川の右岸域でございますが、そこでは県の災害復旧工事として、藍川堰改良工事が今現在も施工中でありまして、数年後の完成を目指しておるようでございます。一方で、佐敷川水系の宮浦川や田川川の復旧工事も進んでおり、こちらはもう見違えるようになっております。このように、令和2年7月豪雨災害関連工事は、国直轄工事や県工事、そして町が事業主体の復旧工事が行われておるわけでございますが、これも国の手厚い財政支援があつてのことだと思ふわけでございます。ところが、これら国の災害復旧工事に該当しない、いわゆる災害査定で採択の基準に届かなかった小規模な被災現場も無数にあるわけでございまして、それは別途、単町小災害復旧事業等がその受け皿となり、適宜ご対応いただいていると承知しているところでございます。

今回は、その単町小災害復旧事業の中でも、特に農地、農業用施設に焦点を絞りまして質問を考えてまいりました。と申しますのも、林業や水産業におきましてはですね、実質的に

本事業以上に有利な災害復旧制度が存在しているということであったからでございます。また、建設課所管の生活関連施設もですね、本事業で規定されておりますけれども、今回は質問から除外させていただいております。建設課の平田課長におかれましてはですね、来年3月議会におきまして、定年退職前の記念質問をですね、別途考えさせていただく予定にしておりますので、心の準備と発声練習をですね、しっかりしておくようお願いしておきたいと思っております。

このようなことで、通告書2、農地及び農林水産業施設に係る小災害復旧事業の運用等について、質問いたします。①国の農地及び農業用施設における災害復旧事業の制度概要はどうなっているのか。②本町の小災害復旧事業の制度概要はどうなっているのか。③令和2年7月豪雨以降の農地及び農業用施設の小災害復旧事業の実績はどうなっているのか。④物価高騰の影響などを勘案し、補助率やその他の基準を見直す考えはないか。この4点についてお尋ねしたいと思います。

以上、通告書1と2の質問に対し、ご答弁をお願いいたします。

これで壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

なお、ご答弁に当たりましては、はっきり、ゆっくり、大きな声で、傍聴席の隅々にまでしっかり伝わりますよう、心のこもったご答弁をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

楠原議員のご質問、主題1の③についてお答えいたします。

本町では、町民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を図ることを目的に「芦北町生活安全安心条例」を制定しております。その施策の一つとして、防犯対策総合支援補助を実施しているところであります。

本事業は、これまでの実績からも町民ニーズは高く、犯罪等を防止する町民の安全意識の高揚につながっておりまして、町内の犯罪等に対する抑止力も図られていると認識しております。また、町内で発生した窃盗事件では、お話がありましたように、本事業で設置した防犯カメラ映像が犯人の特定につながった実例もあります。町の防犯対策と芦北警察署の捜査が車の両輪となりまして、スムーズな検挙につながったものと評価をしておるところであります。

今後も町民の安全安心な暮らしの実現に向けて、防犯対策の充実は必要不可欠と考えておりますので、芦北警察署との連携を深めながら必要十分な予算を確保し、継続的に取り組んでまいります。

なお、残余の質問については担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。

防犯対策総合支援補助は、行政区などの地域団体が設置する防犯カメラ、個人が設置する

防犯カメラ及び防犯対策品の経費に町独自で補助するものでございます。

防犯カメラ設置は、地域団体の場合が補助対象経費の4分の3、上限20万円、個人設置の場合が補助対象経費の3分の2、上限7万円、防犯対策品設置は補助対象経費の3分の2、上限2万円を補助しております。

次に、②の質問についてお答えいたします。

防犯カメラの設置補助は、令和2年度から実施しており、令和6年度までの5年間の実績は、250件、385台に対し1,602万3,000円を補助いたしました。年度平均で申し上げますと、50件、77台の324万8,000円の補助額となります。令和6年度から新たに拡充いたしました防犯対策品設置補助の実績は、屋外センサーライトやドアホンなど13件に22万4,000円を補助しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 質問の主題2の①について、お答えします。

農地及び農業用施設が、降雨、洪水、暴風、地震、高潮、津波等による被害で、降雨量など一定要件に該当する場合には災害復旧事業の対象となります。災害復旧事業の対象となる施設は、水田や畑などの農地と農道や用水路などの農業用施設となっています。事業費40万円以上が災害復旧事業の対象となり、基本補助率は、農地が50%、農業用施設が65%となっています。なお、農家負担軽減のため、受益者負担額に応じて補助率が、失礼しました。補助率の嵩上げが適用されます。加えて、激甚災害に指定された場合は、更なる補助率の嵩上げが適用されます。

次に、②の質問についてお答えいたします。

本町の小災害復旧事業は、国庫補助の対象とならない災害復旧のための事業で、復旧にかかる経費に対して補助するものです。補助対象につきましては、町民が所有する農地及び農業用施設で、原形復旧を原則として、消費税を除いた10万円以上の事業費が対象となり、補助率は70%で、補助限度額は42万円となっております。

次に、③の質問についてお答えします。

令和2年度から令和6年度までの実績は、すべて農地の復旧となります。令和2年度が11件の420万1,000円、令和3年度が15件の520万7,000円、令和4年度が9件の326万5,000円、令和5年度が4件の141万4,000円、令和6年度が1件の42万円となっており、5年間の合計では40件、補助金額1,450万7,000円となっております。

次に、④の質問についてお答えします。

本町の小災害復旧事業については、国庫補助の対象とならない小災害、失礼しました。小規模な災害復旧に対応できる事業であり、早急な営農の再開にも寄与していることから、重要な事業であると認識しております。近年は、物価高騰などの影響により相対的に事業費が増大し、それに伴い個人負担も増加しており、受益者から補助率見直しの要望をいただ

いるところでは、このような状況を踏まえまして、補助率や限度額の見直しについて検討を進めているところです。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございました。

それではまず、通告書1について再質問をいたします。

総務課長にお尋ねいたします。まず、ご答弁にありました「芦北町生活安全安心条例」につきまして、少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 本条例につきましては、地域における犯罪及び事故等の防止、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進、生活環境の整備などにより、町民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を図ることを目的とし、制定しているところです。

町の責務といたしましては、町民の生活安全意識の高揚を図るための啓発活動、安全の確保に関する町民の自主的活動の支援、安全な地域づくりのための環境整備などを掲げております。町民の責務といたしましては、自ら生活安全の確保に努めること、地域の安全活動の推進に努めること、町が実施する生活安全施策に協力するものとしております。また、生活安全に関する施策の推進を図るため、町に芦北町生活安全安心推進協議会を設置するとしており、現在、芦北警察署をはじめ関係団体から16人の委員で構成し、安全安心なまちづくりに対する町の取組、また、芦北警察署から芦北町の犯罪情勢及び犯罪抑止に向けた取組などについて報告いただき、意見を求めているところです。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、この防犯カメラはですね、ご答弁によりますと、地域団体が設置する防犯カメラ、そして個人が設置する防犯カメラがあるという、そのようなご答弁でしたけれども、その地域団体設置と個人設置のそれぞれの件数と台数を教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

団体設置につきましては4件で5台、個人設置につきましては246件で380台となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） またですね、この防犯カメラのですね、5年間の設置実績につきまして、すいませんけど年度ごとに教えてください。そして、5年間の補助対象経費総額はどれくらいの金額だったのか教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） それでは、補助実績について年度ごとに申し上げます。

まず、初年度の令和2年度、49件の89台、補助金額は326万6,000円、令和3年度、51件の85台、315万8,000円、令和4年度、40件の62台、248万3,

000円、令和5年度、57件の74台、357万1,000円、令和6年度、53件の75台、354万5,000円でございます。また、5年間の補助対象経費の総額につきましては、2,711万1,254円となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい、ありがとうございます。

それですね、この防犯カメラ設置に係る、今ご答弁いただきました補助対象経費はですね、どこまでの部分をカバーするののかということをちょっと教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

カメラ本体のほかに、録画機器、また保護カバーの購入に係る経費、また機器の取付工事に係る経費、防犯カメラ設置の表示に係る経費など税抜きの金額が補助対象経費となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） この補助金を受けるに当たりましてですね、何か守らなければならないこととか決まりごととか、いわゆる遵守事項等があれば教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

遵守事項といたしましては、まず、本事業により取得した財産につきましては、5年間町長の承認を受けないで補助金目的に反しての使用、また譲渡、交換、貸付、担保とはしてならないこととしております。

また、誓約書の中におきましては、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために設置場所及び撮影範囲を必要最小限にすること、また、設置目的以外に利用しないこと、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合の画像の提供、また、設置や運用に関する苦情や問い合わせにつきましては、誠実かつ迅速に対応することなどがございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） よくわかりました。

それですね、先ほどのご答弁の中で、町長のご答弁ですね、窃盗事件において防犯カメラが犯人の特定につながったということでもございましたけれども、警察と町と防犯カメラ設置者とは、この時、具体的にどのような連携が行われたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

先ほどのご質問の中で、遵守事項の中で誓約書のお話をさせていただきましたけども、この誓約書の遵守事項にございます、先ほど申し上げました法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合の画像提供、これに基づきまして警察からの依頼により提供した防犯カメラ画像を署員総動員して複数の画像を調べられ、犯人が特定されたと伺っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） よくわかりました。

次にですね、県内の自治体ですね、わが町以外の防犯カメラ設置補助について、どのような取組を行っているのか、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

令和6年度時点で把握しておりますので、ご説明申し上げます。

令和6年度時点では、直接補助をしている自治体は、県内で8市町村と把握しております。ただし、多くの自治体が地域の団体やその他団体等への補助でございます。個人設置に対する補助につきましては、本町芦北町と令和6年度から実施された山都町、県内ではこの2町と認識しているところです。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 先進的な取組をされてるってことですか。結構なことじゃないかと思っています。

次にですね、この防犯対策品に対する補助実績では、屋外センサーライトやドアホンなどご答弁をいただいております。ほかにどのような対策品が補助対象として想定されているのか、お尋ねしてみたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 防犯対策品につきましては、電話でお金詐欺対策といたしまして、住宅の、個人住宅の録音付き固定電話、また別設置の録音機器、空き巣などの侵入対策といたしましては、玄関や窓への補助鍵、また防犯ブザー、また窓ガラスに設置いたします防犯フィルム、その他防犯に関する対策品につきましては、幅広く補助対象としていく、対応する考えであります。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 今後ですね、この事業の予算をですね、増額する考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

当初予算ベースでまず申し上げます。初年度の令和2年度につきましては219万円、令和3年度、4年度、5年度につきましてはそれぞれ250万円、令和6年度は270万円、なお、進捗状況によりこれまで補正予算等で対応してきたところです。

本年度、7年度につきましては、当初予算を410万円に増額しており、町長の答弁でもございましたとおり、今後必要十分な予算を確保し、継続的に取り組んでまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、この質問の1をまとめてみたいと思います。

まずは、ご答弁では、個人への防犯カメラ設置補助は、県内では山都町とわが町の2自治体だけであるということですが、これは今回の質問で初めて知ったことだと思います。もっとアピールしてよいことだと思った次第でございます。

実は、私の家はですね、まだ防犯カメラを設置しておりませんので、私自身その機能や価格についてはよく知らないわけでございます。それで、ネット等で調べてみましたら、一口に防犯カメラと申しまして、その種類と申しますか、機能は様々ありまして、まず家庭用と業務用に分かれているようでございます。そして、有線タイプとワイヤレスタイプがございます。また、屋内用と屋外用、アナログカメラとネットワークカメラ、夜間でも監視可能な赤外線LED搭載タイプ、センサーライト搭載タイプ、スマホ連動型、電源不要ソーラー充電型、全方位監視型、発光威嚇機能、自動追尾AI機能、最後にダミーカメラとなっております。画質もですね、ピンキリのようにございます。

このように、今の防犯カメラは、価格にもよりますけれども性能や機能がすごいことになっております。この中で、スマホ連動型とは何ぞやとさらに調べましたら、スマホアプリでインターネットを通じ、離れた場所からでもスマホで防犯カメラの映像をリアルタイムに確認できる仕組みとなっているようでございます。つまり、外出先から見るができる優れたものでございます。また、夜間監視型赤外線LED搭載タイプも興味を引かれます。単品価格も意外と安く、1万円程度から数万円程度が多いようです。設置を考えておられる人はですね、この機能と価格などから選ぶわけですが、知識がないとなかなか難しいところでございます。おそらく、業者さんのアドバイスなどを加味して選ばれているのではないかと思うわけです。私も今日ですね、質問で少し勉強いたしましたので、今後、もしあまり枠がありましたらですね、私のような町議でも一応補助の対象者でありましょうから、申請してですね、設置してみたいと思っているところでございます。枠があればですね。いずれにせよ、防犯カメラを設置することで、1.犯罪やいたずらを未然に防げる、2.犯罪を記録して解決につなげる、3.トラブル発生時に状況の検証ができる、4.子どもやお年寄り、ペットを見守れる、5.機種によっては外出先でも監視できる、などのメリットがある一方でですね、監視社会になるのではないかという懸念もですね、多少あるようでございます。ですから、プライバシーに配慮した指針などが、もしかしたら必要になるのかもしれない。

その上でやはり行政としては、地域の安全安心をどう確保するのかという観点から、町内の防犯ネットワークの構築、或いは警察の連携を想定した防犯カメラのネットワーク化などを推進していかねばならないのではないかと思うわけです。また、通学路、商店街、観光地、公共施設等重点エリアを指定するという事も考えられるわけでございます。

このように、私が申し上げたいのは、単に個人の、或いは地域団体の防犯意識や目的だけで防犯カメラの設置数を増やせばよいということではないのではないかと思うものです。先

ほど申し上げましたとおり、公共の福祉のため地域の安全安心をどう確保するのかという視点のもとに、そのあるべき姿というものを行政もしっかり念頭に置いて補助を行い、活用しなければならぬと思うわけでございます。また、この制度を利用したいが右も左もわからないという高齢者などのお宅もありはしないかと思えます。より申請しやすい環境整備、いわゆる伴走支援のご検討もお願いしておきたいと思えます。さらに、防犯カメラ設置後に有効に活用されていないこともあるかもしれませんので、そのようなサポート体制と申しますか、こういうことも考えておく必要がありはしないかということも一つの課題として申し上げておきたいと思えます。

冒頭ご答弁いただきましたが、改めて町長のご所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） すでに総務課長が答弁したとおりでございます。わが町は熊本県下でも最も犯罪の少ない、交通事故の少ない、安全安心のまちをつくっていかうという目的を持っておるわけでありましたが、それに沿った事業の一環であります。

それで、そもそもはですね、この佐敷小学校が新たに改築、総改築をしたわけでありまして、あの折にですね、全国に誇れる安全な教育環境をつくろうというのがですね、発端でございました。そこで、いろんな工夫を重ねたわけでありまして、第一の特徴は、あそこはオール木造ということございまして、これでも関心を呼んだわけでありまして、各教室に赤色ランプをですね、廊下側に付けまして、学校にまさかの事態があった時にはですね、そのクラスで何かあったとしますと、そこが侵入者、狼藉者がですね、来たということで、外のランプが回ります。これが職員室に連動しておりまして、何年何組で異常事態発生という、そういう装置も作っております。

それと外部ではですね、町内の小中学校で初めて監視カメラ、防犯カメラであります、これを学校の表門そして裏の方で設置をいたしましたわけでありまして、このことは熊本県警本部からですね、注目をされまして、視察にもおいでたぐらいでありまして、そもそもそれが出発点でありました。これを広く、今度は地域或いは個々人の方々にですね、やはり広げていったらどうかということございまして、佐敷小学校を手始めに、各小中学校には全部これを設置いたしまして、佐敷中学校がある日、ある夜、窓ガラスがですね、ほとんど壊されるという事件が発生いたしました。これは複数の犯人が検挙されたわけでありまして、それにはその防犯カメラが役立ったわけでありまして、すべて犯人を割り出したわけでありました。これが検挙第1号でありました。

それから、各小学校は設置が終わって、小中学校終わって、民間にということでありました。各集落もですね、出入口があるわけで、ある集落に行く入口、出口もあります。或いは1か所で、出入口もですね、同じところもございまして、地域の方はですね、なかなか地域の方々に相談をして合意を得たなかでないとですね、地域の意思で付けていただきますので、今のところ4件でありますけれども、個々人の方々は、今世の中が大変ですね、不安

な状況でございますので、設置される方が非常に多いということでもあります。これを設置した当初、この事業を取り組んだ当初は、熊本県で警察調べでありますけれども、芦北町だけだったんです。これが「芦北モデル」と私は言っとるわけですけどもですね、これが全県下にも徐々に広がりつつあるということでもあります。

それからスマホとの連携であります、私もですね、それを設置されてる方ですね、実際見ました。東京出張してても、わが家の様子がですね、内も外もわかるんですね。高齢者の方々の安否とか、或いは、今ペットがですね、もう家族同様の存在でございます、ペットが大丈夫かということもそれすべてそれでわかるということで、宅配の方がですね、どこどこ会社が何時何分、何らしきものを置いていったとかですね、そんなのも全部わかるわけですね。今後は、今のような状況からもっともっとレベルアップしたものが必要になってくるかと思えます。それは、時代時代に対応した取組をしっかりとてまいりたいと思えます。

楠原議員のお父様が大事に育てられた植木の松の話、私もですね、聞いておりました。そして、いろんな式典でですね、拝見したこともあったわけで、非常に残念でありますよね。

日本の盆栽というのは、今日本の固有の文化として世界が注目をしております、もう海外にどんどんどんどん出ておるとい実情がございましてですね、今大きな、そういう商取引のですね、アイテムになっておるわけでもありますけども、今後はそういうものもですね、しっかりと監視できるような、まさかの時にはですね、検挙に至るような、そんなやっばり取組が大事かなというふうに思えます。心から同情を申し上げたいと思っております。そういうことがないまちづくりをさらに目指してまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長ありがとうございます。

引き続き、通告書2についてお尋ねいたします。

農林水産課長にお尋ねいたします。ご答弁ではですね、国の災害復旧事業では、基本補助率のほかに補助率の嵩上げ、及び激甚災害に指定された場合は、更なる嵩上げが適用されることとございましたけれども、どのような条件で嵩上げが行われ、最終的にはどれほどの補助率になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 通常の補助率嵩上げの条件につきましては、災害復旧に係る事業費を、関係します耕作者の数で割った一戸当たりの事業費が基準の8万円を超えた場合に、補助率の嵩上げが適用されます。嵩上げにつきましては、市町村ごとに算定することとなっており、一戸当たりの事業費が8万円までを基本補助率、8万円から15万円までを1次高率、15万円以上を2次高率として、3段階の率を合算して算出いたします。また、激甚災害に指定された場合は、先ほどの通常の補助率嵩上げ後の補助率にさらに加算されます。

最終的な補助率の実績につきましては、過去10年間の平均で申しますと、通常時は農地が86%、農業用施設が97.5%、激甚災害に指定された場合は農地が97.1%、農業用

施設が99.5%となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） よくわかりました。

次にですね、わが町で過去に激甚災害に指定された災害につきまして、少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 農地及び農業用施設に係る激甚災害の指定につきましては、地方財政の負担の緩和に加えまして、農業者の負担軽減も判断基準となることから、公共土木施設災害に比べまして激甚災害に指定されるケースが多くなっております。

本町の農地及び農業用施設に係る過去10年間の災害は8回発生しておりますが、そのうち半数以上の5回が激甚災害に指定されております。

なお、激甚災害に指定されたのは、平成28年、平成29年、平成30年、令和2年、令和3年となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

このご答弁の中でですね、本事業の実績では、そのすべての案件が農地復旧ということでございましたけれども、どういう形の農地の復旧だったのか、この点につきましてもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 農地の復旧の具体的な内容につきましては、河川の氾濫や法面の崩壊などで農地に堆積した土砂の撤去、大雨などで流出した表土の復旧、崩壊した水田の畦畔や法面、石積みの復旧などがあります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に、今後ですね、激甚災害指定となった場合におきまして、本小災害復旧事業の補助率を嵩上げするような考えはございませんか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 小災害復旧事業の補助率につきましては、制度設立当初から激甚災害の指定も踏まえた上で算定しております。

このようなことから、激甚災害に指定された補助率の更なる嵩上げにつきましては、現在のところ検討を行っていないというような状況でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、この質問2をまとめてみたいと思います。

まず私は、この本小災害復旧事業の7割補助という現行制度を高く評価しておることを、まずもって申し上げておきたいと思います。非常にありがたい制度であることは十分に認識

しておるわけでございますけれども、更なる制度の充実を図っていただければという思いから質問をさせていただきました。

私が、なぜ本事業にこだわったのかと申しますと、災害時にはどこそこ被災するわけでございます。まさに小災害箇所も多数出現するわけでございます。その際、本事業が活用されるわけでございますけれども、やはり受益者の皆様には負担金というのがどうしても被さってまいります。自分の財産なわけでございますから、当然といえば当然でございますが、わが町は、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」を制定し、この第一次産業を町の基幹産業と位置付けているわけでございます。そして第2条に3つの基本理念が謳われております。また、第6条では具体的な施策が列記されているところです。

このように立派な条例も制定されております。それに、わが町の環境は農村環境そのものであります。農業は産業としての農業だけではなく、農村環境保全としての役割も大きいものがあるわけでございます。農村環境を守るためには、災害により被災し破壊された箇所は、大規模でも小規模でもできるだけ復旧しなければなりません。多くは国の手厚い災害復旧事業により対応できますけれども、採択に至らなかった箇所を想定し、現在の小災害復旧事業の補助要件で、一応シミュレーションをしてみますと、原形復旧を原則として事業費10万円以上60万円を限度、この60万円はご答弁ではですね、補助限度額としてその7割の42万円と言われた部分でございます。そして、補助率は70%以内とありますが、例えば10万円で試算してみますと、その受益者負担金は3万円と外枠の消費税分1万円の合計4万円となります。限度額60万円では負担金18万円、外枠の消費税が6万円合計24万円となるわけでございます。結局、補助対象事業費を分母としてみますと、受益者負担金の負担分の3割と消費税で実質4割負担となるわけでございます。

また、補助対象事業費と消費税を加えた額を分母としますと、36.36%の受益者負担金となります。災害復旧に緊急に取り組みねばならないときに、やや負担感がありやしないかというのが私の気持ちなのであります。ご答弁にありましたように、国の災害復旧事業には基本補助率というものがございしますが、最終的には補助率の嵩上げが行われ、通常時で農地が86%、農業用施設が97.5%、激甚指定された場合にあっては農地が97.1%、農業施設が99.5%に達しているわけでございます。このように比較しますと、負担率の差は歴然としております。

したがいまして、現在70%以内と規定されている補助率の見直し、つまり補助率のアップを是非ともお願いしたいわけでございます。特に激甚指定された時は、本事業も思い切って補助率を上げられるような制度設計をご検討いただければ幸いに思うところです。当然単独事業であり、町の真水のお金を手当しなければなりませんので、財政当局等の調整も必要でしょうけれども、大規模災害などの緊急時には、はっきり申し上げれば、町も思い切った財政出動をしていただきたいのであります。町民を救済する姿勢を前面に出していただきたいと思うところでございます。

「災害は、忘れたころにやってくる」と申します。令和2年7月豪雨災害、令和3年も災害が発生しましたがけれども、その後現在まで嘘のように、ほとんど災害らしき災害は発生しておりません。今年など梅雨も大したことはなかったですし、台風の一つも来ませんでした。しかし、経験則からしますとですね、10年に1回くらいは来るような感じではございますから、平時に備え、怠りなきようにしておかねばならないのではないかと思うところでございます。

このようなことから、災害復旧時において有効に機能する重要な補助制度として、単町小災害復旧事業を充実させ、わが町の農業、農村を守っていただきたいというのが、本日の私のお願いなのであります。

最後に、町長のご所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まさにそのとおりでございます。そもそも論を申し上げますと、災害が起きますと、私も現地をずっと回ります。その中でですね、ここは国の災害補助の事業の対象から外れますというところがですね、散見されていくわけですね。しかしながら、個人でやるのは大変だということで放置されたままのところもございました。現場から私も学んだことですが、そういった人達をですね、少しでもですね、救済していこうというのが発端でありました。

それで、この小災害復旧の補助事業というのは、文言すら当時ありませんでしたけども、芦北町で作った、これは事業名でありまして、その当時ですね、防犯と一緒にありますが、熊本県下でこの小災害の補助事業に取り組んだのは、我々が調べた中ではですね、熊本県で初でありました。それで、近隣の町村に、市町村にはですね、この制度がなかったためですね、それを知った自治体から職員が研修に来て、そしてその制度をですね、勉強して、そして今、条例化したところが結構ございます。これが、これもですね、防犯じゃありませんが「芦北モデル」となっております。

ところが、お説のように物価の高騰であるとか資材ですね、の高騰であるとか人件費高騰で、なかなか個人でも対応が厳しくなっているのは承知をしております。そういうことから課長答弁がありましたようにですね、これは検討を加えていくべきであろうというふうには思っておりますので、そういった方々に寄り添う行政、政治をですね、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 本当、ご答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

11時10分から会議を再開いたします。よろしくをお願いいたします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、長口君。

○3番（長口 隆君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

わが国は、少子高齢化が進む中で地方の人口流出が歯止めなく進み、首都圏への人口集中を招き、地方創生、活性化など国の政策は叫ばれていますが、地方は過疎化の一途を辿っています。熊本県でも同様の現象が起きております。

熊本市に県民人口の44%近くが居住しており、その周囲の市や町を合わせますと50%を超えられると思われまます。それにより、熊本県でも北高南低と言われる経済格差が生じているのが現状です。芦北町は県南に位置しており、経済的には立地による優位性が出にくい状況にあります。そのような中、「すべては次代を担う子どもたちのために 豊かさと誇りを未来へ」をまちづくりの基本理念として、他の町に先んじて学校給食費無償化に取り組むなど、子育て支援が充実しております。

10年前の2015年の「第二次芦北町総合計画」によりますと、人口が1万7,661人で、10年後の2025年は1万4,400人の人口推計となっております。「広報あしきた」11月号によりますと、11月1日現在の人口は1万4,582人と記載がありましたので、182人上振れはしていますものの、減少は続けております。2025年「第三次芦北町総合計画」では、15年後の2040年には9,275人と1万人を割り込み、徐々に減少傾向が続くとなっております。

私は、令和4年4月に監査委員の選任を受けまして、町有施設の調査立ち会いなどを行ってまいりました。令和5年12月議会では、旧社会教育センターの活用方針についてお尋ねしたところ、解体する方向であるとの答弁がありましたが、そのように解体撤去の必要な施設もあることと思います。解体撤去となりますと、昨年度解体撤去した保養センターの撤去費用が1億5,000万円ほど要したことを考えると、莫大な費用を要するのではないかと思います。

今後、徐々に人口減少が続く中で、町有遊休施設についてお尋ねします。主題1、町有遊休施設について、①町有遊休施設（建物）の状況はどうなっているのか。②今後どのような計画を立てているのか。以上、主題1については、2点お尋ねします。

次に、主題2について、今年は米価格が高騰し1俵当たり3万円を超えましたが、価格高騰による需要の減少と生産量の増加などにより、このような価格が長く続くことはないだろうと思います。令和5年産米は1俵当たり1万2,000円程度でありましたが、生産することは赤字を出すことでした。令和6年産米は2万円程度となり、ようやく採算ベースになりました。令和7年産米は3万円を超え、米価格の高騰はたびたびテレビニュースでも取り

上げられましたが、米価格が高くなったことにより中山間地の水田の荒廃が2年から3年は延びたのではないかと思います。芦北町の水田は、生産効率が低い中山間地の狭小面積の水田が多く、国が進める大規模化や大型農機具によるスマート農業の圏外であります。国の政策の中で、中山間地直接支払交付金制度や多面的機能支払事業は、中山間地の農業経営継続支援の重要な役割を果たしています。芦北町の農業者人口を減少していく状況からお尋ねします。主題2、土地利用型農業振興等について、①今年度は中山間地直接支払交付金制度、多面的機能支払事業の更新年度であったが、更新組織はそれぞれ何件であったのか。②両制度の推進と土地利用型農業組織育成についてどのように考えているのか。主題2について、以上2点お尋ねします。

次に主題3について、自伐型林業については、令和3年9月議会で初めて質問しましたが、その後、令和4年9月議会、令和5年12月議会、令和6年9月議会と継続して質問しております。

農林水産課では、令和6年5月26日に自伐型林業フォーラムを開催されて以来、着実に事業を進めていますが、その成果として「広報あしきた」11月号に、地域おこし協力隊自伐型林業担当、増永良徳さんのレポが掲載されておりましたので、大変喜ばしく思いました。

そこで質問いたします。主題3、自伐型林業の進捗について、①自伐型林業の取組について、進捗状況はどうなっているのか、主題3について、以上1点お尋ねします。

以上、登壇しての質問を終わります。再質問は質問席にて行います。

○議長（宮内道則君） 長口君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎芦北町長。

○町長（竹崎一成君） 長口議員のご質問に関しましては、具体的な内容となっておりますので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。

遊休施設の状況につきましては、旧吉尾小学校や旧海路小学校などの廃校した学校施設が6施設、社会教育センターや田浦の町地区公民館の社会教育施設が2施設、吉尾温泉診療所及び大岩出張所の旧診療所が2施設、合計10施設でございます。そのうち、旧吉尾小学校や旧大野中学校は利活用が可能と考えており、残り8施設につきましては、老朽化で活用が見込めない施設と考えております。

次に、②の質問についてお答えいたします。

町有遊休施設につきましては、「第2期芦北町公共施設等総合管理計画」の「第3章 公共施設等の管理に関する基本方針」に基づきまして、点検・維持管理の実施や有償での貸付などの対策を講じてきているところです。

生涯学習センターを含めた廃校等の遊休施設、また、空きスペースにつきましては、これまで同様、企業誘致活動を継続し既設の有効活用を推進していくとともに、老朽化が著しい

施設につきましては、解体を視野に入れた検討を行ってまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度については、令和7年度から令和11年度までの第6期対策がスタートしたところです。今期更新された組織数については、44の組織が更新され、419haで事業に取り組まれております。また、多面的機能支払事業については、各組織の活動開始時期により更新周期が異なりますが、現在29の組織が338haで取り組まれております。

次に、②の質問についてお答えします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、農業生産条件が厳しい中山間地域において耕作放棄地の発生防止などを実施することで、農地の適正管理を推進する重要な取組です。

また、多面的機能支払事業につきましても、施設の維持管理、長寿命化などを行う上で必要かつ有効な事業です。両事業とも本町の農業生産活動を維持する上で重要な事業であることから、今後も支援を継続するとともに、新たな組織の組成についても働きかけを行ってまいります。

土地利用型農業組織については、農地の集約化や有効利用を図る組織として活動しており、本町の農業振興において必要不可欠な組織であると認識しております。このことから、現在も県の補助事業を活用し、ドローンやコンバインなど土地利用型農業に必要な機械導入の助成を行っているところですが、今後も土地利用型組織育成のため、経営基盤の強化や農作業の省力化・効率化が着実に図られるよう支援してまいります。

次に、質問の主題3についてお答えいたします。

令和5年12月議会、令和6年9月議会の自伐型林業に関する答弁を踏まえまして、お答えします。

担い手の確保・育成につきましては、町内の自伐林業家や新規参入希望者に対して、令和6年度から研修を実施しており、令和7年度も新たな受講者が林業の基礎知識や伐倒技術の習得などに取り組んでおります。また、地域おこし協力隊員を4名採用し、自伐型林業の担い手として自立できるよう林業技術の習得に励んでいるところです。

自伐型林業の支援につきましては、令和6年度に自伐型林業への参入を促すため、新たな補助制度を創設し、作業炉の開設、機械導入、安全装備品の購入に対して支援しています。今後も自伐型林業に意欲的に取り組めるよう、作業地の確保や支援体制の充実を図るとともに、自伐型林業の技術向上のため、自伐型林業推進協会などの関係機関との連携を強化してまいります。以上になります。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 主題1について、再質問をします。

遊休施設が10か所あり、旧吉尾小学校と旧大野中学校については利活用が可能と考えら

れるため、企業誘致活動を継続し施設の有効利用を推進していくということですが、力を入れて推進していただきたいと思います。

残りの老朽化が著しい8施設については、解体を視野に入れた検討を行うということですが、もし解体撤去を行うとすると大まかな費用についての検討はされていますか。

また、前段でも申し上げましたが、解体撤去費用は多額の資金が必要となると思いますが、当該事業は、国の交付税措置がある過疎対策事業債の対象になるのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） ご質問にお答えいたします。

まず、私の方から解体撤去の大まかな費用の検討についてお答えいたします。

社会教育センターにつきましては、アスベスト調査を実施した上で、所管課におきまして解体撤去費用を約7,850万円と見積もっております。

他の施設につきましては、費用の算出は行っておりません。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 過疎対策事業債につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

議員お尋ねの過疎対策事業債は、元利償還金に対しまして70%の交付税措置があります。財源的に有利な起債でございますが、自治体が所有する遊休施設の除去事業ですね、除去事業のみに活用できるメニューはありませんので、当該事業は対象とはなっておりません。以上です。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 解体撤去について、具体的に検討しているのは旧社会教育センターのみということですが、すべてを解体すると多額の資金が必要となります。

芦北町は、令和2年7月豪雨災害を受けて、多額の予算を復旧・復興事業に充ててまいりましたが、竹崎町長の長年の地方財政運営手腕により、現在70億円近い基金残高がある健全財政であります。人口も徐々に減少傾向にあることから、体力のあるうちに計画的な解体撤去をしていくべきではないかと思えます。

また、答弁によりますと、解体撤去費用は過疎対策事業債の対象にならず、すべて町単独の資金負担となるということです。このように遊休施設が増えていく現象は、国が地方政策を誤り軽んじた結果、生じたものと思えます。芦北町だけの問題ではないと思えます。竹崎町長は熊本県町村会会長の要職を務めておられますので、過疎対策地域の自治体が行う施設撤去費用は、すべて過疎対策事業債に該当することとなるように国に強く働きかけていただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 公共の建築物、構築物につきましては、全国的な、やっぱり問題になっておりましたですね、そのままのところ、現存しておるのがほとんどでありまして、理由

はもう多額の費用がかかる、解体した後そこをどう使っていくのかというですね、問題もまたあるわけでありまして、そこがはっきりしないとなかなか国の補助金も得られない状況でございます。

しかしながら、これを放置していくわけにはまいりません。我々も常日頃から把握はしておりまして、企業誘致であるとか、他の有効活用を検討し、その実績もあります。今ご提案の件につきましては、しっかりと受けとめまして、全国の同志、自治体の首長とですね、思いを同じくして、国にも働きかけを機会があればしてまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） ありがとうございます。これで、主題1の質問を終わります。

続きまして主題2、①について質問をいたします。

中山間地域等直接支払交付金制度については、令和7年度の第6期対策は、44の組織、419haが更新されたとの答弁がありましたが、5期と比較して組織数、面積はどのように推移しているのか、また、多面的機能支払事業については、29組織、338haで取り組まれているということですが、6年度と比較して組織数、面積はどのように推移しているのか、そして、両制度において更新しない組織数、面積はどれくらいあったのか、更新しない組織の事情の聞き取りなどを行っていますか。聞き取り調査を行っていたら、どのような事情が多かったのか、内容をお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 中山間地域等直接支払交付金制度については、第5期が、失礼しました、第5期対策が47組織、474haでございました。第6期対策では3組織、5.3haが更新されておらず、組織数、面積ともに減少しております。

多面的機能支払事業につきましては、32組織、387haのうち3組織、31haが更新されておらず、組織数、面積ともに減少している状況でございます。

更新していない組織への聞き取り調査を行った結果、特に理由として多かったのが、農業者の高齢化や後継者不足から組織内の担い手不足により、組織の運営や事業継続が困難になったとの話を伺っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 農業者の高齢化や後継者不足から組織内の担い手不足により、組織の運営や事業継続が困難になった事例が多いようですが、今後の継続ではますます増えていくのではないかと思います。国が制度として行う農家にとってよい事業ですので、町が事務的にも力強い支援体制を行い未加入の集落を含めた推進をしていただくように希望いたします。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 農業生産活動の継続に欠かせない事業であることから、今後地域の方々が安心して事業に取り組めるよう、きめ細やかな支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） そのようにお願いいたします。

次に、主題2、②について再質問を行います。

土地利用型農業組織について、農地の集約化や有効利用を図る組織として活動しており、本町の農業振興において必要不可欠な組織であると認識しているとのことですが、水田農業の担い手が高齢化し減少していく中で、農業組織の存在が農家支援の重要な役割を担いながら、担い手の引退を緩やかにして水田の荒廃を防いでいます。土地利用型農業組織の機械導入助成の充実を合わせて、組織内担い手育成確保にも助成措置などを検討され、組織の存続支援に力を入れていただきたいと思います。どのように考えているかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 土地利用型農業組織の健全な存続には、大型機械の導入などの効率化や将来を担う人材の育成、確保が重要であると認識しております。機械導入はもとより土地利用型農業組織や受託組織に対して、担い手育成に必要な資格取得に対する支援策などについて検討を進めてまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 土地利用型農業の健全な育成については、答弁にありましたように将来を担う人材育成のため、実効性のある支援策をお願いいたします。

次に、主題3について再質問をします。

令和7年度も地域おこし協力隊員4名を採用し、自伐型林業の担い手として自立できるように支援しているということで、着実に取組の成果が出てきていることを確信しました。

さて、「広報あしきた」11月号には、竹崎町長が小坂善太郎林野庁長官と意見交換をされた記事が掲載されていましたが、山林所有者の意向調査では、町への管理委託が2,400haに上っているということですが、膨大な面積であります。今後、自伐型林業者として町内で自立する林業者に対して、町が管理委託契約、再委託契約の仲介をすることを考えていますか、お尋ねします。

また、転入者で自伐型林業者を目指す人を含めた自伐型林業者の有機的なつながりを保つ組織の立ち上げはできていますか、お尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 再委託契約の仲介についてですが、森林経営に適すると判断した山林については、町、所有者、施業者の三者で管理に関する協定を締結し、森林整備を行う計画としております。森林経営に適さない山林については、町と所有者の二者で管理に関する協定を締結し、町が業務委託を発注し森林整備を行う計画としております。

このようなことから、再委託の仲介といった形式ではなく、管理に関する協定を締結した上で施業に着手する計画となっております。新たな組織の立ち上げについてですが、現在のところ設立に至っておりませんが、その重要性を認識しておりますので、引き続き関係者と

の意見交換を重ね、担い手間の相互連携が図られ、森林施業がスムーズに実施できるような組織の設立を検討してまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 森林経営に適した山林に関しては、町、所有者、施業者の三者で管理に関する協定を締結して、施業者が森林整備を行う計画としているということですが、町が積極的に介在していただきたいと思います。

高知県佐川町のように、自伐型林業者を目指し転入してきた人が数十人いて、地域コミュニティの担い手となっているように、芦北町でも中山間地域の担い手となる人材を多く育てていただきたいと思います。

また、転入者の有機的な組織を立ち上げて、町などの支援の結果、生業として成り立つ転入自伐型林業者が20人から30人となり、将来その方たちが活気ある担い手として町内の中山間地域で活躍されることを願いながら、質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 長口君の質問が終わりました。次に、百田君。

○1番（百田翔吾君） 本日の一般質問の最後となります。百田翔吾でございます。

はじめに、先日、志半ばで急逝されました本町職員の方に対し、謹んで哀悼の意を表します。ご遺族並びに関係者の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。これまで本町職員として、町の発展にご尽力いただきましたことに深い敬意と感謝の念を抱くとともに、そのご功績に改めて敬意を表します。

さて、私の芦北町議会議員としての任期も、残すところ約4か月となりました。限られた期間ではありますが、最後まで職務を全うし、まちの未来へとつながる議員活動を日々重ねてまいり所存でございます。

本日は、議長並びに町執行部へ事前通告いたしました2つの主題について、質問をさせていただきます。

まずは、主題1の地域資源を生かした観光交流事業についてでございます。

本町では、マラソン大会、ビーチバレーやビーチサッカーなど商工観光課が所管するイベントを開催し、町の魅力発信や地域振興に大きく寄与してきました。これらイベントは、観光客の誘致だけではなく、町民参加による一体感の醸成や地域経済への波及効果も期待できる重要な事業であります。しかしながら近年は、人口減少、少子高齢化、レジャーの多様化等の様々な要因により参加者が減少していると思います。

そこでお伺いいたします。主題1の①、マラソン大会やビーチバレー、ビーチサッカーなど商工観光課が所管するイベントは、町の魅力発信や地域振興の一助として重要な役割を果たしている。その開催目的を改めて確認するとともに、今後どのように取り組んでいくのか質問いたします。

次に、先月11月2日、芦北町商工会青年部が主体となり初めて開催されました「あしきた花火祭り」は多くの来場者で賑わい、SNS等でも高い話題性を生み出しました。準備か

ら開催に至るまで大変なご苦勞をされたことが想像できます。芦北町商工会青年部をはじめ関係各位の皆様には心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。私の周りでも、町内外から、とてもよかった、田浦で、御立岬でやってくれてありがたい、また来年もやって欲しいと多くの好評の声をいただきました。地域の活性化や観光振興、ひいては町のイメージアップに寄与したと強く感じております。

そこでお伺いいたします。主題1の②、今年初めて開催された「あしきた花火祭り」は、多くの来場者を集め、地域の活性化や観光振興に寄与したと感じている。その成果を町としてどのように評価しているのか、質問いたします。

次に、主題2の県道二見田浦線の改良工事について、質問いたします。

この件は、私が議員となり、初めて一般質問に登壇した令和4年6月議会においても取り上げたものであり、あれから約3年半が経過しました。今回は、その後の状況も踏まえ、重なる点もあるかもしれませんが、改めて質問をさせていただきます。

県道254号、県道二見田浦線は、八代市二見洲口町の肥後二見駅前から芦北町田浦町の御立岬入口交差点に至る重要な道路であります。周辺住民にとっては日常生活に欠かせない生活道路であり、また、風光明媚な景観を生かした観光、コミュニティ、スポーツロードとしての役割も期待されております。

しかし、この道路には大きな課題がございます。それは道路の狭さです。救急車や消防車などの緊急車両が通行困難な箇所が存在し、住民の安全確保という観点からも看過できません。現在、この課題解決に向けた改良工事が進められているところでございますが、私が小学生のころから海を埋め立て新たな道路を建設する工事が実施されており、いまだ完成には至っていないのが現状でございます。

令和4年6月議会では、芦北町区間は令和4年度中の完成予定、八代市区間については用地取得を進めているとの答弁をいただいております。工事は長年進められているものの、周辺住民からは工事はどこまで進んでいるのか、いつ完成するのか、もっと早くできないのかといったような声が寄せられております。県道であることから熊本県の管轄であることは承知しておりますが、町として、県へどのように働きかけを行っているのか、住民にはわかりづらい状況にあります。

そこで、主題2の①、改良工事におけるこれまでの工事实績とこれからの計画について、どうなっているのか。主題2の②、改良区間完成に向けた町の取組はどうなっているのか、質問いたします。

芦北町区間は、町執行部のご尽力と熊本県の積極的な取組により、すでに工事完了しております。残された八代市区間は、管轄が八代市にある県南広域本部であり、なかなか地元情報が入りにくいところがあります。熊本県の事業ではありますが、町執行部が把握できている範囲での答弁をいただきたいと思います。

以上、壇上での1回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 百田議員のご質問に関しましては、具体的な内容となりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（宮内道則君） 梶商工観光課長。

○商工観光課長（梶 浩之君） 質問の主題1の①について、お答えします。

商工観光課が所管するイベントは、本町の地域経済の活性化と海水浴場などの地域資源や特産品の魅力発信を目的として開催しております。

また、住民同士や町外からの参加者との交流促進や健康意識を高める効果もあります。

今後は、SNS等を今以上に積極的に活用し、効果的な情報発信により参加者増につなげるとともに、参加者に楽しんでいただけるよう関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、②の質問についてお答えします。「あしきた花火祭り」は、芦北町商工会青年部が主催した事業でございます。町は、補助金による支援と準備や運営、PR活動について協力しております。町内外からあわせて約8,000人が来場され、これまで町内で行われたイベントで最大の集客数となりました。芦北町の名を大いに広めたこと、出店者の売上や御立岬公園の宿泊など経済効果をもたらしたことなど、多くの成果があったものと考えております。また、海上からの打ち上げ花火や「ASHIKITA」のモニュメント、イルミネーションボールなど新しい視点を取り入れ、賑わいの場を創出した点についても高く評価をしているところでございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

これまでの改良工事の実績について、県に確認したところ、平成16年度に着手し、芦北側から工事が進められ、令和4年度に芦北管内の2.3kmが完了しています。残る八代管内の1.3kmについては、これまでに本町と八代市の境から約50m区間の護岸工事が実施されており、併せて二見地区の整備に必要な用地取得等を完了されています。令和7年度は、消波ブロック据付などの工事を約60m実施中であります。

今後の計画については、具体的なスケジュールは示されておりませんが、事業費を確保しながら、着実な整備の進捗を図ることとされています。

次に、②の質問に対してお答えします。

町としましても、県道二見田浦線については、地域住民の重要な生活道路であると認識しています。また、「八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョン」の中で、圏域を結ぶ主要幹線として位置付けており、今後も改良区間の早期完成に向け、関係機関と連携し国・県への要望を継続して行ってまいります。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） それでは、主題1の①について再質問いたします。

直近の各イベントの参加者数を教えてください。

○議長（宮内道則君） 梶商工観光課長。

○商工観光課長（梶 浩之君） 直近のイベントの参加者数のお尋ねでございます。

令和7年3月に開催をいたしました「うたせマラソン大会」につきましては、1,227名でございます。9月に開催をいたしました「ビーチバレー in くまもと」は、230チーム、818名の参加でございます。10月に開催をいたしました「ビーチサッカーフェスティバル」は、64チーム、631名の方が参加をされております。県内だけでなく県外からも多くの方に参加をいただきました。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 例えば、ビーチサッカー大会でいいますと、今年は開催時期の変更、参加対象カテゴリーの変更などの改善、工夫を感じましたが、イベント参加者数増加につなげるための工夫はどうされていますか、お答えください。

○議長（宮内道則君） 梶商工観光課長。

○商工観光課長（梶 浩之君） 参加者増の工夫の質問でございます。

先ほど申しましたように、SNSによる参加者募集の発信、それから、今議員おっしゃいましたようにカテゴリーの変更によりましてですね、気軽に参加していただけるようなイベント環境づくり、それから特別ゲストの招待等々、参加者に楽しんでいただけるような取組を行っております。

今後も、多くの方に参加いただけるような工夫を行いながら、実施をしまいたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 以上、本町の魅力を発信する商工観光課所管に限ったイベントについて質問をさせていただきました。

これらのイベントが、町内外の方々との交流を生み、地域経済や観光振興に確かな効果をもたらしていることを改めて確認することができました。今後、さらに参加者の増加と事業の発展を図るためにも、情報発信の強化や内容の充実、関係機関との連携を一層深めながら、これらの取組を継続して実施していただくよう強く要望いたします。本町の大きな財産である自然と人の魅力をより多くの方に知っていただけるよう、引き続きの積極的な取組をお願い申し上げます。

次に、主題1の②、あしきた花火祭りについて再質問いたします。

初開催にもかかわらず約8,000人もの来場があり、町内イベントとして過去最大規模の集客となったこと、また、町の知名度向上や経済効果、さらには新たな賑わいの創出につながったことは、大変意義ある成果だと感じております。併せて、海上からの打ち上げや新しい演出の試みは芦北らしさを強く印象づけるものとなり、シビックプライドの醸成にもつながる、町の大きな可能性を示したものと考えます。

そこで、あしきた花火祭りの来年度の開催について、町としてどのように考えているのか、

教えてください。

○議長（宮内道則君） 梶商工観光課長。

○商工観光課長（梶 浩之君） 今年度の花火祭りにつきましては、芦北町合併20周年記念事業として、これまでにないエネルギーと予算をかけて開催をされております。

ですので、最初の答弁で申し上げましたとおり、主催は商工会の青年部でございます。ですので、まずは主催者の意向を確認し、今後、来年度の予算を編成する過程の中でですね、最善の方法を検討をしてみたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 以上、あしきた花火祭りについて質問いたしました。

来年度以降の開催については、主催者である町商工会青年部の意向を尊重しながらも、ぜひ町としても前向きに関わり、支援体制の強化、検討や体制づくりを進めていただき、本町の新たな恒例行事として継続的に実施されることを強く要望いたします。本町の魅力をさらに高め、将来につながる事業として発展していくことを期待しております。

最後に、質問主題2、県道二見田浦線について再質問いたします。

答弁では、芦北町区間の工事は令和4年度に完了し、八代市の用地取得は終わったとの答弁であり、現在も少しずつではございますが、着実に工事は実施されているとの答弁でございました。現地を見ますと、本年度も二見地区の漁港に向かって工事が進んでおり、地域住民も早期の完成に期待を寄せているところでございます。町執行部におかれましては、引き続き改良工事の早期完成について熊本県へ強く要望いただきますようお願い申し上げます。

併せて、住民説明会の開催等を通じて改良工事の現状及び今後の計画について、周辺住民の理解が得られるよう積極的な対応を、熊本県に対して要望していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。

地域の皆様からそのような要望があることを、県担当部局におつなぎいたします。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） ありがとうございます。

今までの全体の答弁をまとめますと、令和4年度に芦北町区間の工事が予定どおりに終了し、今後の工事に必要な用地取得等も完了している、今後も工事が大規模になるため事業費の確保が重要である、残す八代区間の工事は着実に進めていくが、まだまだ先は見通せないということを理解いたしました。県道二見田浦線は、本改良工事だけではなく維持管理事業についても舗装など継続的に実施していただいております。今後とも地域住民の生活道路として、さらにサイクリングルートをはじめとした観光資源の開発のためにも道路改良は是非とも必要であると確信しております。私も地元のため、これからも議員として事業促進に向

けた活動をしてまいりたいと考えていますので、町長をはじめ町執行部には、引き続きご支援いただき、県道二見田浦線改良工事の早期完了に努めていただくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。これで一般質問を終了します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第2から日程第5までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第6回芦北町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 午後0時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦北町議会会議録
令和7年第6回定例会

令和8年2月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

芦北町議会事務局
〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015
電話 (0966) 82-2511